



長野県報

7月3日(木)
令和 7 年
(2025 年)
第 622 号

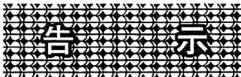
目次

告 示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務廃止の届出（地域福祉課）	2
自然公園法に基づく国定公園事業の決定及び図書の縦覧（自然保護課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）等変更の届出（会計課）	3

公 告

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT 振興課）	4
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT 振興課）	5
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT 振興課）	6
大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT 振興課）	7
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧（農地整備課）	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	8
開発行為に関する工事の完了（3 件）（都市・まちづくり課）	8
特定調達契約に係る一般競争入札（産業人材育成課）	9



長野県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

令和 7 年 7 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

事業の種類	名 称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人おらが会	上水内郡信濃町柏原350番地	グループホームおらがの里	上水内郡信濃町柏原348番地 1	令和 7 年 5 月 28 日
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人平成会	塩尻市宗賀1298番地92	グループホームわかかな	上伊那郡箕輪町東箕輪北田3296番地 1	令和 7 年 4 月 1 日

地域福祉課

長野県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和7年7月3日

長野県知事 阿 部 守 一

事業の種類	名 称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問介護 訪問型サービス	特定非営利活動法人たつの介護センター	上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	特定非営利活動法人たつの介護センター	上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	令和7年4月30日
通所介護 通所型サービス	特定非営利活動法人たつの介護センター	上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	デイサービスゆうちゃん家辰野	上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	令和7年4月30日
通所介護 通所型サービス	特定非営利活動法人たつの介護センター	上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	デイサービスゆうちゃん家伊北	上伊那郡箕輪町中箕輪1450番地1	令和7年4月30日
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	特定非営利活動法人たつの介護センター	上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	介護付き有料老人ホーム ゆうちゃん家西	上伊那郡箕輪町中箕輪1450番地3	令和7年4月30日
訪問介護	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番地14号	アースサポート上田	上田市常磐城5丁目1番地26号	令和7年6月30日

地域福祉課

長野県告示第312号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、天竜奥三河国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び南信州地域振興局並びに売木村役場において縦覧に供します。

令和7年7月3日

長野県知事 阿 部 守 一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
あてび島自然植物園事業	[区域] 下伊那郡売木村

自然保護課

長野県告示第313号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年7月3日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 伊那市富県200 から 203 まで、211 の 1、211 の 2、213、214 のイ、214 のロ、215 から 218 まで、222 の 1、230、232 の 1
- 2 指定の目的
- 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第314号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第 9 条第 1 項の規定により、令和 7 年 6 月 24 日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和 7 年 7 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
行政書士法人古谷事務所	長野県長野市稲里町中氷鉋2079番地	長野県長野市稲里町中氷鉋2079番地 行政書士法人古谷事務所

会 計 課

長野県告示第315号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第 1 項の規定により、令和 7 年 6 月 24 日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和 7 年 7 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	長野県行政書士会 伊那支部	長野県伊那市西春近5140－3	長野県伊那市西春近5140－3 長野県行政書士会 伊那支部
旧	長野県行政書士会 南信支部伊那支所		長野県伊那市西春近5140－3 長野県行政書士会 南信支部伊那支所

会 計 課